

件名	愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例															
主管課	税務課															
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法の一部を改正する法律（平成30年6月1日公布、同日施行） ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成30年3月30日公布、同年4月1日施行） 															
<p>【改正の概要】</p> <p>上記法律の施行に伴う不動産取得税の特別措置の拡充、上記省令の施行に伴う適用期限の延長等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移転型事業を実施した事業者に対する不動産取得税の特別措置の拡充 不均一課税 ⇒ 課税免除 2 特別措置の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限の延長 平成30年3月31日まで ⇒ 平成32年3月31日まで 3 税率の特例対象となる土地の取得期限の延長 平成30年3月31日まで ⇒ 平成33年3月31日まで 																
施行日	公布の日（1 平成30年6月1日適用 3 同年4月1日適用）															
<p>【その他参考事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別措置の概要 *減収額の75%は、地方交付税で措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税目【移転型事業】事業税及び不動産取得税 【拡充型事業】不動産取得税 (2) 不均一課税の税率 <table border="0"> <tr> <td>①事業税</td> <td>初年度</td> <td>通常税率×0.5</td> <td>②不動産取得税</td> <td>通常税率の1/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2年度</td> <td>〃 ×0.75</td> <td>家屋</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>〃 ×0.875</td> <td>その敷地である土地</td> <td>0.3%</td> </tr> </table> (3) 対象地域 認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域（県内全域） (4) 対象業種 全業種 2 事業の種類 移転型事業：特定業務施設を東京23区から地方活力向上地域に移転して整備する事業 拡充型事業：特定業務施設を地方活力向上地域において整備する事業（移転型事業を除く。） 3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件 <ol style="list-style-type: none"> ①認定地域再生計画に適合するものであること。 ②特定業務施設において常時雇用する従業員が次の要件に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数が10人以上（中小企業者は5人以上）であること。 ・増加させる見込みの従業員数が10人以上（中小企業者は5人以上）であること。 ・増加させる従業員の過半数が、東京23区の事業所から転勤させる者であること（移転型事業のみ）。 ③円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 4 適用実績 拡充型事業1件 		①事業税	初年度	通常税率×0.5	②不動産取得税	通常税率の1/10		2年度	〃 ×0.75	家屋	0.4%		3年度	〃 ×0.875	その敷地である土地	0.3%
①事業税	初年度	通常税率×0.5	②不動産取得税	通常税率の1/10												
	2年度	〃 ×0.75	家屋	0.4%												
	3年度	〃 ×0.875	その敷地である土地	0.3%												